

令和 8 年度
金剛地域魅力発信業務に関する
プロポーザル選定実施要領

令和 8 年 5 月

富田林市

産業部 商工観光課

本要領は、金剛地域魅力発信業務（以下「本業務」という。）に関して受注候補者を選定するため、提案事業者が仕様書等を理解し、的確に履行できる技術力、創造性及び専門性等を有するかを審査し、最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するための必要事項を定めたものである。

1. 定義

この要領において、プロポーザル方式とは、本業務の受注候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を選定し、本業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとに当該提案書の審査及び評価を行い、本業務の履行に最も適した受注候補者を特定する方法をいう。

2. 業務目的

金剛地域やその周辺地域において、商業と観光さらに地域住民が連携し、市民のふるさと意識醸成を図るためのイベントに併せてイルミネーションを実施することにより、市の観光振興に資することを目的とする。

3. 業務内容

金剛地域魅力発信業務仕様書（別紙）のとおり

4. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5. 契約上限額

9,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 参加資格

プロポーザル方式への参加を希望する者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、参加表明書提出の時点で、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- ① 富田林市入札参加資格者名簿に登録されており、本市から入札参加停止を受けていないこと。
- ② 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成 23 年富田林市要綱第 85 号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始

の申立て又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条もしくは第133条の規定による破産の申し立てがなされていない者であること。

- ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑧ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申し立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。
- ⑨ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑩ 法人等及びその代表者が国税（法人税、消費税、所得税）並びに本市に納税・納付義務を有する市、府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税及び国民健康保険料を滞納していない者であること。
- ⑪ プロポーザル方式へ参加する者が、契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

7. 選定実施スケジュール

本選定にかかるスケジュールは以下のとおりとする。なお、説明会は実施しない。

項目	日程
(1) 本要領及び仕様書の交付	令和8年5月18日（月）午前9時から 令和8年6月5日（金）午後5時まで
(2) 質問書の受付	令和8年5月18日（月）午前9時から 令和8年5月27日（水）正午まで
(3) 質問書に対する回答期限	令和8年6月2日（火）午後5時までに 市ウェブサイトに掲出
(4) 参加表明書等の受付	令和8年5月18日（月）午前9時から 令和8年6月5日（金）午後5時まで
(5) 企画提案書の提出	令和8年6月8日（月）午前9時から 令和8年6月19日（金）午後5時まで
(6) プレゼンテーション審査	令和8年6月30日（火）午後予定
(7) 審査結果の通知	令和8年7月上旬予定

8. 参加手続き

(1) 本要領及び仕様書の交付

① 交付方法

本要領及び仕様書の交付は、本市ウェブサイト上で行う。

※本要領、仕様書及び各種申請書類は、本市ウェブサイトからダウンロード可
交付期間

令和 8 年 5 月 18 日（月）午前 9 時から令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時まで

（2）質問書の受付

① 提出方法

企画提案書の作成及び提出にあたり質疑がある場合は、電子メールで送信すること。
また、送信後は必ず電話にて着信を確認すること（富田林市役所の閉庁日を除く、各
日午前 9 時から午後 5 時）。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。また、
質問書の提出は、本プロポーザルへの参加資格を有する者に限る。

② 質問書の様式

・質問書（様式第 3 号） 1 部

※質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

※質問は、本様式 1 枚につき 1 件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して
用いること。

③ 提出期間

令和 8 年 5 月 18 日（月）午前 9 時から令和 8 年 5 月 27 日（水）正午まで

（3）質問書に対する回答の公表

① 回答方法

商工観光課は、提出された質問事項をすべて取りまとめ、本市ウェブサイト上で行
う。なお、質問に対する回答は、本要領への追加又は修正とみなす。

② 回答期限

令和 8 年 6 月 2 日（火）午後 5 時までに回答

（4）参加表明書の受付

① 提出方法

電子メールで送信すること。なお、送信後は必ず電話にて着信を確認すること（富
田林市役所の閉庁日を除く、各日午前 9 時から午後 5 時）。

② 提出書類

・参加表明書（様式第 1 号） 1 部

・法人の概要（様式第 2 号） 1 部

③ 提出期限

令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時

（5）企画提案書の提出

① 提出方法

企画提案書の提出は、参加表明書を提出した事業者のみ可とし、商工観光課に電子
メールで正本、副本の電子データの送信及び正本、副本各 1 部の紙資料を送付記録が

残る方法で送付すること。なお、電子データの送信後は必ず電話にて着信を確認すること（富田林市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時）。

また、期限までに提出されなかった場合は辞退したものとみなす。なお、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

※上記の提出書類については、以下のとおりとし、返却しないものとする。

正本：社名、代表者名を記載し、社印、代表者印を押印したもの

副本：社名、代表者名及びそれぞれの印のないもの

② 提出書類

・ 企画提案書（任意様式）

・ 見積書（任意様式）

※見積書は企画提案書と同様に、電子メールで正本、副本の電子データの送信及び正本、副本各1部の紙資料を送付記録が残る方法で送付すること。

③ 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書の作成にあたっては、受注候補者の選定に係る審査を円滑に行う観点から、本要領「9.（3）審査項目と配点」に記載のある審査項目に沿って作成すること。

企画提案書には、業務スケジュール、実施体制及び警備員配置図を含めること。

企画提案書は、15ページ以内で作成すること。

仕様書に記載のとおり、イルミネーション、点灯式などの取組及び安全面に配慮した提案をするものとし、説明文書の他、写真、イラスト等を用いて審査委員にイメージが伝わるように作成すること。また、使用ライト数を、場所・種類ごとに記載すること。

なお、副本については、提出書類の文章中にも社名等を記載しないように作成すること。また、協力会社等ある場合は、A社、B社等と記載し、会社が特定できないよう作成すること。

④ 提出期間

令和8年6月8日（月）午前9時から令和8年6月19日（金）午後5時まで

※電子データ及び紙資料の両方が期限内に必着すること。

（6）プレゼンテーション審査委員会

① 実施予定日

プレゼンテーションの日程や場所等については、参加表明書提出者に対して、別途プレゼンテーション及びヒアリング審査実施通知書にて通知する。

日時：令和8年6月30日（火）午後予定

※選定委員会は非公開とします。

② プレゼンテーションにおける留意事項

・ プレゼンテーションは、事前に提出された提案書を使用して行うものとする。

・ 原則として事前に提出した内容への追記・変更は認めない。

③ 注意事項

- ・プレゼンテーション及び委員による審査は非公開とする。
- ・会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき30分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを15分以内、ヒアリングを15分程度と想定する。
- ・会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行い、説明を開始すること。
- ・事前に提出したもの以外の新たな資料や資材、パネル等の持ち込みは不可とする。
- ・事前に提出された企画提案書の電子データ及びモニター、パソコン等を用意するので適宜利用し、プレゼンテーションを行うこと。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないことがないように十分注意すること。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として辞退したものとす。

9. 受注候補者の選定

・本業務の公平・公正性と受注候補者選定に係る透明性を確保するために、金剛地域魅力発信業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

・委員会は、提案事業者から提出のあった提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行い、最も得点の高い提案事業者を受注候補者として決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は提案金額がより安価な提案事業者を受注候補者として決定する。

(3) 審査項目と配点

審査項目	評価の視点	配点
基本方針	a.本市の意図するところを正確に理解した提案となっているか。	5点
	b.金剛地域における魅力向上、また、観光振興を図る上での効果が期待できるか。	5点
	c.総合的な企画・提案力が高く専門的な視点を持っているか。	5点
デザイン性	d.コンセプトを的確に表現し、テーマまたはストーリー性のあるデザインとなっているか。	5点
	e.イルミネーションの明るさ、華やかさを最大限に演出・表現しているか。	5点
	f.単調なデザインではなく、市民や来訪者が楽しめる独自性のあるデザインとなっているか。	5点
	g.周辺環境に配慮し、景観と調和した演出がなされているか。	5点

企 画 力	h. フォトコンテストの宣伝等を含め、イルミネーション点灯期間を通して来場者を呼び込める企画となっているか。	5 点
	i. イルミネーションと連動して、地域の消費喚起を促す仕組みが提案されているか。	5 点
	j. 企業・団体等への協賛金募集事業について、効果的に協賛金が集まる仕組みが提案されているか。	5 点
	k. 協賛者の周知や宣伝方法に関して、協賛者にとって効果的で魅力のある提案となっているか。	5 点
安 全 性	l. 警備員の配置等安全面に配慮がなされているか。	5 点
	m. ふれあい大通りや各会場での電飾・照明の設置に関して、安全性を配慮した提案となっているか。	5 点
工 程	n. 効率的に各業務が運営され、実現性のある計画となっているか。	5 点
価 格	次の算定式により見積額を評価する。 ※配点 (30 点) × 最低見積額 / 見積額	30 点

(4) 審査結果の通知

委員会は、審査の結果、受注候補者を選定した場合、採用された提案事業者に対して内定通知書（様式第4号）により通知し、次点の提案事業者に対して次点受注候補者決定通知書（様式第5号）により通知する。また、不採用と決定した提案事業者に対して、不採用通知書（様式第6号）により通知する。

日時：令和8年7月上旬（予定）

(5) 審査結果の公表

審査結果については、以下の方法により公表する。

- ① 公表は、本市ウェブサイト上で行う。
- ② 公表する内容は、受注候補者の名称、評価点、評価金額及び全候補者の名称、評価点、評価金額（受注候補者以外の候補者名と評価点及び評価金額の対応関係は明らかにしない）及び審査委員会委員の所属及び氏名とする。

10. 資格の喪失

以下の場合、参加資格を失うものとする。

- ① 市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
- ② 前記「6. 参加資格」の事項を満たさなくなった場合
- ③ 公平な選考に影響を与える行為があったと認められる場合
- ④ 審査委員に不当な働きかけをした場合
- ⑤ その他提出書類に虚偽の記載や押印を欠く等、条件に違反する行為があった場合

11. 契約

(1) 事前協議

本市と選定された受注候補者は、仕様書及び見積書等についての協議を行ったうえ、契約を締結する。ただし、受注候補者と協議が整わない場合は、次点受注候補者と協議を行うこととする。なお、実際の本業務委託契約金額は、必ずしも提案金額と一致するものではない。

(2) 契約方法

本業務の契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(3) 支払方法

業務完了後一括払い

(4) その他

本業務の遂行にあたっては、本市と十分協議し、仕様の決定、スケジュール、手法、その他必要事項を決定すること。

12. その他留意事項

- ① 本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- ② 原則として、提出物は返却しない。
- ③ 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替え等は一切認めない。
- ④ 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。
- ⑤ 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- ⑥ 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- ⑦ 本件プロポーザルにかかる提案は、1つの提案事業者につき1つのみとする。
- ⑧ 価格を除く評価項目において、委員の評価の合計点が配点の6割に満たない場合は失格とする。
- ⑨ 提案事業者が1者のみの場合においても、本件プロポーザルは成立するものとする。
- ⑩ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、富田林市情報公開条例に基づき対応する。
- ⑪ 審査結果に対する異議は一切認めない。

13. 本実施要領に関する問い合わせ

富田林市 産業部 商工観光課
〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号
TEL : 0721-25-1000 (内線 482)
Mail : syoukoukankou@city.tondabayashi.lg.jp

以上